

令和8年度広島県ふぐ処理者試験実施要領

1 試験の方法

- (1) 試験は、学科及び実技について行います。

※試験はすべて日本語で実施します。外国語による試験対応はありません。

- (2) 学科試験及び実技試験の科目は、次のとおりです。

ア 学科試験（60分）

- (ア) 水産食品の衛生に関する知識

食品衛生法等関係法規及び水産食品の衛生に関する一般的な事項（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）に関すること

- (イ) ふぐに関する一般知識

広島県ふぐの処理等に関する条例をはじめとするふぐ処理者制度の内容、ふぐの種類の鑑別、ふぐの処理方法と臓器等鑑別、その他ふぐに関する一般知識に関すること

イ 実技試験（ふぐの種類の鑑別：5分、ふぐの処理と臓器鑑別：30分）

ふぐの種類及び臓器の鑑別並びにふぐの処理の技術

なお、処理の技術については、食用に供されるふぐの一尾を一定時間内に解体処理し、可食部位及び不可食部位に分離する技術と試験を通して手洗い等の一般的な衛生管理（まな板、たらい、排水口の清掃を含む）を行いながらふぐを取扱っているかを審査します。

- (ア) 種類の鑑別

用意された5種類のふぐについて、それぞれの標準和名を答えてください。

- (イ) 解体処理

口ばしの除去、はく皮、内臓の除去（脳及び眼球の除去を含む。なお、脳は頭蓋骨を割る等により、確実に除去すること。）及び皮の処理（粘膜の除去（とおとうみの処理）まで）を行ってください。

※ 受験者1人あたり未処理のふぐ1個体を用意します。なお、ふぐの種類・雌雄などふぐに関する情報については事前に公表しません。

- (ウ) 可食部位及び不可食部位の分類

解体処理したふぐの各部位を可食部位と不可食部位に分類し、それぞれを容器に並べてください。

※ 全ての部位を分類し、それぞれの容器に並べてください。

- (エ) 臓器の鑑別

解体処理したふぐの各臓器を鑑別し、それぞれに該当する臓器名の札を付してください。

2 試験の場所及び日時

- (1) 日時 令和8年10月26日（月）9時45分～17時15分

- (2) 場所 広島市総合福祉センター（広島市南区松原町5番1号（BIG FRONT ひろしま5階））

- (3) 試験日程

ア 学科試験 10時00分～11時00分※¹

イ 実技試験

(ア) ふぐの種類鑑別試験（以下「種類鑑別試験」という。）

1 1 時 1 5 分～1 2 時 2 5 分（順次）※²

(イ) ふぐの処理と臓器鑑別試験（以下「処理試験」という。）

1 3 時 1 5 分～1 7 時 1 5 分（順次）※³

※1 試験当日は9時15分から受付を開始します。午前9時45分から受験上の注意事項を説明しますので、9時40分までに受付を済ませてください。

※2 実技試験は受験者の数に応じて班を分け、順次行います。そのため、受験者によっては待機時間が発生します。

※3 試験会場へは受験者本人のみ入場できます。移動等に介助が必要な場合は事前に御相談ください。

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（新制中学校卒業）又はこれと同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

書類に不備があると受け付けられませんので、提出期限を考慮し、余裕を持って手続きしてください。

(1) 受験者の定員

20名程度

(2) 受験願書の提出方法

ア 受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月30日（水）まで※

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（郵送による提出は、納付書による受験手数料納付を行った場合のみ受け付けしております。なお、9月30日（水）までの消印のあるものを有効とします。）

※ 受付期間の途中であっても、申込者が定員に達した場合には申込みを締切場合があります。その際には広島県ホームページに掲載します。

郵送により受験願書を提出する際には特に御注意ください。

イ 受験願書の提出先

受験者の区分	提出先
業務地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方	業務地の所在地を管轄する保健所 （8(3)受験願書の提出先 ア 参照）
業務地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にあり、住所地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方	住所地を管轄する保健所 （8(3)受験願書の提出先 ア 参照）
業務地及び住所地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にある方	広島県健康福祉局食品生活衛生課 （8(3)受験願書の提出先 イ 参照）

ウ 提出書類

(ア) 受験願書

(イ) 写真

縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル。出願前 6 か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載の上、受験願書の所定の欄に貼付すること。

(ウ) 受験資格を証する書類

学校教育法第 57 条に規定する者（中学校以上の卒業）であることを証する卒業証書の写し又は卒業証明書等※

※ 卒業証書の写しを使用する場合はイの提出先に原本を持参し、提示してください（業務地及び住所地在広島県外、広島市、呉市又は福山市にある方等、郵送で受験願書の提出を行った場合は、試験日当日の受付時に原本の提示を行ってください。）。

※ 卒業証明書の場合、原本を提出してください。

※ 卒業証明書の取得には、時間がかかる場合がありますので注意してください。

※ 受験資格を証する書類が外国語による記載の場合は日本語による翻訳文を添付してください。

(エ) (ウ)に掲げる書類に記載された氏名を変更した者は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

エ 受験手数料

15,700 円

※ 納付された受験手数料は、返還できません。

オ 手数料納付方法

(ア) 納付書による納付（県庁の窓口で願書を提出する場合）

広島県が発行する納付書により、金融機関等で納めてください。この場合、振込証明書を受験願書に添付して提出してください。なお、納付書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験納付書請求」と朱書き、110 円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便サイズ）を同封してください（令和 8 年 9 月 17 日（木）必着。納付書の請求は、受験願書受付前でも受け付けます。）。また、納付書の配布は、次の広島市、呉市及び福山市保健所の窓口でも行っております。

機関名	住所	電話番号
広島市保健所 健康福祉局保健部食品保健課	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27 (広島市保健所 1 階)	082-241-7434
呉市保健所 生活衛生課	〒737-0041 呉市和庄一丁目 2-13 (すこやかセンターくれ 5 階)	0823-25-3537
福山市保健所 生活衛生課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11-22 (福山すこやかセンター 5 階)	084-928-1165

※ 広島市、呉市及び福山市保健所では受験願書の提出はできませんので御注意ください。

(イ) 現金による納付（県保健所の窓口で願書を提出する場合）

各県保健所で現金を納めてください（8 (3) 受験願書の提出先 ア 参照）。

カ 受験願書の提出上の注意

(ア) 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないでくださ

い。

- (イ) 外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の特別永住者証明書又は旧外国人登録法第5条第1項の登録証明書に記載されている氏名を記載してください（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に該当する方は、旅券その他身分を証する書類に記載されている氏名を記載してください。）。
- (ウ) 受験願書受付後、受験票を郵送します。受験願書の住所は、受験票の送付先となるので、地番及び「何某」方（アパート名又は居住している家の世帯主名）まで詳細に記入してください。また、試験日の7日前までに受験票が届かない場合は、広島県健康福祉局食品生活衛生課（TEL：082-513-3103）に御連絡ください。
- (エ) 郵便により受験願書を提出する場合（納付書による納付を行ったもの）は、書留にして、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書在中」と朱書してください。

5 試験の際受験者が持参するもの

- (1) 学科試験及び実技試験（種類鑑別試験）で使用するもの

- ・受験票
- ・筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）

- (2) 実技試験（処理試験）に使用するもの

- ・白衣等の清潔な服装、履き物
- ・調理用具（包丁、ふきん2～3枚以上）
- ・軍手等手袋（必要な場合）

※ まな板、手洗い用石けん、食器用洗剤、スポンジ、排水ネットは試験会場に用意してあります。

6 受験の際の注意点

- (1) 実技試験の際の待機時間について

実技試験は、午前中に種類鑑別試験を行い、種類鑑別試験が終了した後、昼休憩をはさんで、午後から処理試験を行います。そのため、受験者によっては長時間の待機時間が発生しますので御了承ください。

- (2) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の使用の制限について

学科試験開始後から種類鑑別試験が終了するまでの間及び処理試験中は、不正防止のため、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電源を切って、バッグ等に入れておいてください。

種類鑑別試験が終了するまでの間及び処理試験中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等を使用した場合は、受験資格のないものとみなし、退場を命じますので注意してください。

種類鑑別試験終了後から処理試験開始までの待機時間中は、使用の制限は行いません。

また、試験会場では移動時間も含めて私語厳禁です。

- (3) 実技試験（処理試験）の際の服装について

処理試験の際の服装は、各自が衛生的だと考える服装等で行ってください。なお、試験会場に更衣室を準備しておりますので、必要に応じて着替えを行ってください。

- (4) 処理試験の際の器具の使用等について

包丁、ふきんは衛生的に処理を行うために必要な数量を各自持参してください。

また、まな板等を湿らす行為は、行っていただいて構いませんが、試験開始後に行ってください。
なお、試験会場の床を濡らすことがないように注意してください。

(5) 処理試験での解体処理について

身の処理は、身欠きの状態まで行ってください（三枚おろし等の処理をする必要はありません。）。

皮の処理は「とおとうみ」の処理まで行ってください。処理後は、全ての部位（まな板、たらい、排水口等にある残渣を含む）を可食部位又は不可食部位に分類し、容器に並べてください。なお、全ての部位が容器に入っていない場合、処理が完了していないとみなされる場合があります。

(6) 体調不良の方

試験当日、発熱等の風邪症状がある場合は、受験を控えていただくようお願いします。

(7) 遅刻について

学科試験開始後、30分経過しても受付をしていない場合は、受験することができませんので注意してください。

(8) 試験欠席等の取扱いについて

遅刻や体調不良等により欠席した場合であっても、追試験等の特別措置や、受験手数料の返金はありません。また、ふぐの処理試験に使用するふぐの譲渡も行っておりませんので御了承ください。

7 試験の合格発表の日時及び方法等

(1) 合格発表の日時

令和8年12月10日（木） 午前10時

(2) 合格発表の方法

合格者の受験番号を広島県庁前掲示板に掲示するとともに、午前10時以降に広島県ホームページに掲載します。

また、受験者には後日結果を郵送で通知します。合格者には合格証を同封します。

8 その他

(1) 受験願書の配布

県内保健所及び広島県健康福祉局食品生活衛生課で配布するとともに、広島県ホームページ上に掲載します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書請求」と朱書き、110円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便サイズ）を同封してください。

(2) 試験に関する問い合わせ先

不明な事項は、広島県健康福祉局食品生活衛生課にお問い合わせください。

また、試験日の7日前までに受験票が届かない場合は、広島県健康福祉局食品生活衛生課へ御連絡ください。

機関名	住所	電話番号
広島県健康福祉局 食品生活衛生課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3103

(3) 受験願書の提出先

ア 業務地又は住所地が県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方

機関名	住所	電話番号	管轄市町
西部保健所 生活衛生課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	大竹市、廿日市市
西部保健所広島支所 生活衛生課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-513-5533	安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町
西部保健所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	江田島市
西部東保健所 生活衛生課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	東広島市、竹原市、 大崎上島町
東部保健所 生活衛生課食品衛生係	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	三原市、尾道市、世羅町
東部保健所福山支所 衛生環境課食品薬事係	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311	府中市、神石高原町
北部保健所 生活衛生課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	三次市、庄原市

イ 業務地及び住所地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にある方

機関名	住所	電話番号
広島県健康福祉局 食品生活衛生課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3103

(4) 得点開示

受験票を持参した受験者本人には、合格発表日の午前 10 時以降、広島県庁本館 5 階健康福祉局食品生活衛生課で試験の得点を開示します。

なお、得点の開示は、合格発表の日から 1 か月間は口頭により申し出ることができますが、それ以降は、書面による開示請求が必要となります。

(5) 災害等により、やむを得ず試験を中止する場合には、試験前日の午後 3 時に広島県ホームページに掲載し、今後の試験予定については後日お伝えします。